



## ひとり親家庭 高等職業訓練促進 給付金等支給事業

ひとり親家庭の母または父が、就職に有利で生活の安定に役立つ資格を取得するため、2年以上養成機関などで修業する場合に「高等職業訓練促進給付金」を支給します。

**対象** 次の①～⑤の要件すべてを満たす人

①古河市に住所を有する20歳未満の児童を養育するひとり親家庭の母または父

②児童扶養手当を受けている人または同様の所得水準にある人

③養成機関において、2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる人(ただし、通信教育を除く)

④就業または育児と修業の両立が困難な人

⑤過去にこの事業による給付(趣旨を同じくする他の給付を含む)を受けたことがない人

**支給対象資格** 看護師(准看護師)、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、栄養

士、管理栄養士、その他市長が必要と認める資格

**支給期間** 修業期間のうち2年間を限度として支給

**支給額**

- ・市民税非課税世帯

月額10万円

- ・市民税課税世帯

月額7万500円

※申請のあった月分から対象となり、翌月から支給を開始します。申請が遅れた場合、遅れた期間は支給されません。

**申込 問** 子育て応援課で「事前相談」を受けてください

☎子育て応援課

## 成人用肺炎球菌 予防接種の一部助成

**対象**

①平成28年度中に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる人(平成30年度まで実施)

②60歳～65歳未満で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害(身体障害者手

帳1級)を有する人

※接種前に接種券の申請が必要です。

※①に該当する人には、4月上旬に通知を送付します。

**接種期間** 4月1日(金)～平成29年3月31日(金)

**接種場所** 指定医療機関

**助成額** 3,000円

※接種料金は医療機関により異なるため、差額分を医療機関にお支払いください。

※生活保護受給者は接種前に免除券の申請をすることで、全額公費負担となります。

**注意事項** すでに肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある人は対象外となります

※詳しくは、市公式ホームページまたは健康づくり課に問い合わせください。

**問** 健康づくり課(古河福祉の森会館内) ☎48-6882



## 古河州市税等の 問い合わせ先

○納期限内の納付をお願いします(納期限内に納付されないと、督促手数料・延滞金が加算されます)

○便利な口座振替をご利用ください(市内にある金融機関・全国のゆうちょ銀行・郵便局が利用できます)

○口座振替をご利用の人は、口座振替日前に通帳の残高をご確認ください

○各期別ごとの納期限および口座振替は月末(12月は25日)になります。ただし、納期限が土曜日・日曜日・祝日のときは翌金融機関営業日が納期限です

税金・料金等	担当課
市・県民税、軽自動車税の課税に関する事	☎市民税課
固定資産税・都市計画税の課税に関する事	☎資産税課
国民健康保険税、後期高齢者医療保険料に関する事	☎国保年金課
納税・相談に関する事	☎収納課
介護保険料に関する事	介護保険課(総和福祉センター「健康の駅」内) ☎92-4921
保険料、児童クラブ保護者負担金に関する事	☎子育て対策課
公共下水道事業受益者負担金に関する事	☎下水道整備課